

令和3年5月10日

厚生労働省 社会・援護局
局長 殿

社会福祉連携推進法人の会計基準に関する要望書

一般財団法人 総合福祉研究会

理事長 本井 啓治



現在、「社会福祉法人会計基準検討会」（以下、「検討会」という。）におかれまして審議を進めていただいております社会福祉連携推進法人（以下、「連携法人」という。）の会計基準につきまして、検討会の第1回・第2回の議事録を拝見させていただきました結果、以下の点につきまして要望書を提出させていただきますのでご検討のほどお願い申しあげます。

1. 連携法人の会計基準の位置づけ

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（（以下、「一般法」という。）にて設立された通常の一般社団法人は当然ながら一般法第123条第2項により「法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を作成することとなりますが、今般の連携法人では基本的な枠組みは一般社団法人でありながら、改正社会福祉法第138条第2項の規定により一般法第123条第2項の「法務省令」を「厚生労働省令」に読み替えるものと規定し、社会福祉法人と同じく厚生労働省令にて計算書類を作成することとなります。

また、改正社会福祉法第127条第1項第2号では社員の過半数が社会福祉法人であることが法定されています。このため社員に就任した社会福祉法人（の役職員の方々）が理解し易い会計基準であることがなによりも必要と思考いたします。仮に社会福祉法人の関係者が理解し難い会計基準では結果として参加社員が集まりにくくことが危惧されます。

それゆえ連携法人の会計基準は、社会福祉法人と同様に「厚生労働省令で定めるところにより」と省令化し、社会福祉法人（の役職員）が理解し易い連携法人向けの会計基準を新たに作成する必要があるものと思考いたします。それにより、結果として連携法人の関係者に対する計算書類の説明責任が果たせるものと解します。

2. 非営利組織向け会計基準

一方、日本公認会計士協会では非営利組織向けのモデル会計基準を公表し、その公表目的は既存の非営利組織の法人形態別会計基準の比較可能性を今後順次高めていくことを目的としているものと解しています。

例えば、現行の社会福祉法人会計基準（省令79号、局長通知、課長通知を含む）において会計慣行として現在定着していない会計処理（資産除去債務、遡及会計等）を今後は他法人との比較可能性を高めるため順次採用することを目指しているものと思考しています。

3. 会計監査対象法人の適用基準

以下に、法人形態別の公認会計士等による会計監査対象の適用基準一覧表を参考に掲載いたします。

法人形態区分	監査対象範囲 (下記のいづれかに該当)	機関	監査の枠組及び監査意見区分	会計基準名 簡便法の適用
一般社団法人 一般財団法人	・負債 200 億円超過	会計監査人	一般目的 適正意見	・企業会計原則又は 公益法人会計基準
公益社団法人 公益財団法人	・収益 1000 億円以上 ・損費 1000 億円以上 ・負債 50 億円以上	会計監査人	一般目的 適正意見	・公益法人会計基準
社会福祉法人	・収益 30 億円超過 ・負債 60 億円超過	会計監査人	一般目的 適正意見	・社会福祉法人会計 基準
社会医療法人	・収益 10 億円以上 ・負債 20 億円以上 ・社会医療法人債発行 法人	N A	一般目的 準拠性意見	・医療法人会計基準 ・前々期末負債が 200 億円未満は 以下の適用可能 ①退職給付引当金 (期末要支給額可)

その他の医療法人	・収益 70 億円以上 ・負債 50 億円以上	NA	一般目的 準拠性意見	②アインス・リース契約 (所有権移転外は 賃借料処理可) ③貸倒引当金(法人 税法繰入限度額 可)
地域医療連携 推進法人	全法人	NA	一般目的 準拠性意見	・地域医療連携推進 法人会計基準

上記の一覧表でお判りのよう公認会計士等による監査対象となる大規模法人の区分基準は法令によって異っており、一般社団法人では負債総額が 200 億円以上が対象ですが、社会福祉法人では現在収益が 30 億円超（又は負債総額が 60 億円）超となっています。なお、地域医療連携推進法人では全法人を監査対象としていますが、これは医療法人では「配当禁止」条項（医療法第 54 条）を逸脱しないように第三者の立場から評議会でのチェックを期すとともに、公認会計士等による会計監査にもそのチェック機能を期待しているものと思考します。

4. 資金の使途制限通知

社員となる社会福祉法人では、今まで公費（税金・保険給付）が多く投入されていることから、支払資金の使途については各施設の種類ごとに各種資金の使途制限通知等が公表されており、共通的な制限項目として法人外への資金繰入や資金貸付を全面的に禁止（東北大震災等は例外）しています。

そこで、改正法第 131 条では「社会福祉連携推進法人の所轄庁は、社会福祉法人に関する規定を準用するものとすること。」と規定し所轄庁による資金の流れを監督する仕組みを構築していることから、社会福祉法人から連携法人に対する資金の貸付は許容できうるものと解されます。

また、連携法人を通じて社員である社会福祉法人に対する資金の貸付を規定しており、その場合には評議会（所轄庁担当者の就任）の意見聴取を条件とし貸付の有効性・回収の確実性を諮っております。

以上の資金の流れを考慮すると、連携法人の会計基準は社会福祉法人会計基準の延長線上のものであることが必要と思考いたします。

5. 会計顧問事務所・会計監査人である当会会員からの要望

当会会員は、顧問先・監査先として多くの社会福祉法人と契約し、このコロナ下において顧問先・監査先との間でWEB会議等を駆使しながら日夜顧問業務・税務業務・決算業務・監査業務等に励んでおります。

そこで、以下の点を要望いたします。

(1)連携法人の会計基準は以下の点から社会福祉法人会計基準と同等若しくはそれよりも柔軟性のある会計基準であることを要望します。

①連携法人の社員の過半数が社会福祉法人であることから社会福祉法人（その役職員の方々）が理解し易いように、社会福祉法人会計基準の規定を加味した会計基準であること

②連携法人は社会福祉法人と同じく所轄庁による資金の流れを監督する仕組みを構築していることから、社会福祉法人から連携法人に対する資金の貸付は許容できうるので連携法人も社会福祉法人会計基準の規定を加味したこと

③連携法人の規模が地域医療連携推進法人の規模と同程度の小規模法人であることが十分想定されることから、社会福祉法人会計基準よりも柔軟性のある会計基準であること

(2)社会福祉法人会計基準では計算関係書類として「資金収支計算書」・「事業活動計算書」・「貸借対照表」・「注記事項」・「附属明細書」・「財産目録」の作成を義務付けていますが、一般法では上記の「資金収支計算書」の作成を義務付けていませんので、連携法人でも公金の適切な使途を判断するツールとして「資金取扱明細書」を附属明細書として作成を義務付けていただきたいこと。

(3)附属明細書は、一般法施行規則第33条の規定では「固定資産明細書」及び「引当金明細書」の作成を規定し、その他貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項で社員等にとって有用であると判断した場合には、適宜追加して作成することが望ましいとしているため、損益計算書の事業別内訳書として「事業活動計算明細書」を追加していただきたいこと

上記の趣旨に沿って、添付のごとく連携法人向けの会計基準及び様式を作成しましたのでご検討いただければ幸いです。

以上